

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	15	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	新築住宅に係る税額の減額措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件※を満たす新築住宅に対して課する固定資産税額を 3 年間（中高層耐火建築物である住宅は 5 年間）、2 分の 1 に減額する。 ※建物の居住部分の床面積が建物全体の 1/2 以上で居住用部分の床面積が 50 m²以上 280 m²以下 等 ・ 特例措置の内容 上記の特例措置の適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）を 2 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）延長する。		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 15 条の 6、地方税法施行令附則第 12 条第 1 項～第 6 項、 地方税法施行規則附則第 7 条 〕		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲26,958 ） [平年度] — （ ▲53,915 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図る。 （２）施策の必要性 住宅取得者の初期負担を軽減する本特例措置により、住宅ストックの更新を通じた住宅の耐震化等を進めるとともに、国民一人一人が無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現する必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標） ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・安全な住宅・住宅地の形成 （基本的な施策） ・「住宅の年収倍率の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進」 ・「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進」 ・「住宅の改修による耐風性等の向上、耐震改修・建替え等による住宅・市街地の耐震性の向上」 （成果指標） ・耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 ＜国土交通省政策評価体系における位置付け＞ 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 36 ①住宅②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率
		政策の達成目標	耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和17年）
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和8年4月1日～令和10年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	・住宅の耐震化率 95%（令和12年） ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。
		政策目標の達成状況	住宅の耐震化率 90%（令和5年）
	有効性	要望の措置の適用見込み	520,960件（直近過去5年間の適用実績の平均による）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	持家・賃貸を含めた住宅ストックの耐震性の向上等を図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することが必要である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新築住宅を取得する大半の者を対象とする支援措置であり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	本特例措置の新規適用実績（適用件数、軽減額）			
		地方税法附則第 15 条の 6 第 1 項		地方税法附則第 15 条の 6 第 2 項	
		令和 2 年度：383,030（戸）	17,850（百万円）	191,854（戸）	9,402（百万円）
		令和 3 年度：353,195（戸）	17,588（百万円）	175,911（戸）	9,106（百万円）
		令和 4 年度：333,949（戸）	16,804（百万円）	169,718（戸）	8,446（百万円）
		令和 5 年度：330,390（戸）	16,467（百万円）	173,083（戸）	8,677（百万円）
		令和 6 年度：308,078（戸）	16,974（百万円）	185,593（戸）	9,983（百万円）
		出典：固定資産の価格等の概要調書（総務省）			
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類 税額			
		② 適用総額 令和 3 年度：98,641,788（千円） 令和 4 年度：100,763,759（千円） 令和 5 年度：100,290,321（千円）			
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率の改善に寄与している。			
	前回要望時の達成目標	・耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%（平成 30）→ おおむね解消（令和 12）			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間が満了していないため現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、住生活基本計画に基づき、引き続き良質な住宅ストックの形成を目指す。			
これまでの要望経緯		昭和 27 年度 創設（通達） 昭和 38 年度 創設（法律） 昭和 56、60、平成 10、12 年度 拡充 昭和 50、54、57、60、63 延長 平成 3、5、8、10、12、14、16、18、20、22、24、26、28、30 年度 延長 令和 2、4、6 年度 延長			